

平成29年（行コ）第175号 準生活保護措置無効確認等請求控訴事件について

1 概要

平成26年12月8日、A氏は、浜松市及び浜松市長を被告として、平成25年7月から同26年6月までの間に本市が実施した、外国人に対して生活保護法に準じて行った行政措置（以下「準生活保護措置」という。）による保護が無効であることの確認及び本市が当該期間の準生活保護措置により延べ9,666人に対し交付した金12億3,340万円余について、その相手方に対し損害賠償又は不当利得返還を請求することを求め、「平成26年（行ウ）第26号 準生活保護措置無効確認等請求事件」として静岡地方裁判所に訴状を提出した。

平成29年3月23日、静岡地方裁判所はA氏の訴えを却下した。（以下「原判決」という。）

平成29年4月16日、A氏は、静岡地方裁判所の原判決を不服とし、「平成29年（行コ）第175号 準生活保護措置無効確認等請求控訴事件」として東京高等裁判所に控訴した。平成29年12月21日、東京高等裁判所はA氏の控訴を棄却した。

A氏は東京高等裁判所の棄却を不服とし、平成30年1月28日、最高裁判所に棄却の取消を求め上告及び上告受理申立てをしたが、最高裁判所は平成30年7月20日にA氏の上告を棄却し、上告受理申立てに対しては上告審として受理しないことを決定したものの。

この決定により本事件は終了した。

(1) 平成29年（行コ）第175号 準生活保護措置無効確認等請求控訴事件（東京高等裁判所）

ア 控 訴 人	静岡県浜松市中区 A氏
イ 被 控 訴 人	浜松市
ウ 控 訴 日	平成29年 4月16日
エ 訴訟物の価額	160万円（算定不能）
オ 経 緯	平成29年10月19日 第1回口頭弁論 12月21日 東京高等裁判所が判決言渡し
カ 判 決	主文は以下のとおり。 1 本件控訴はいずれも棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

(2) 上告（平成30年（行ツ）第164号）及び上告受理申立て（平成30年（行ヒ）第176号）

ア 上 告 日	平成30年1月28日 ※上告受理申立て日は同日
イ 決 定	平成30年7月20日 最高裁判所が決定 主文は以下の通り 1 本件上告を棄却する。（上告） 2 本件を上告審として受理しない。（上告受理申立て） 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。